

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅法律资讯](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり（中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします）、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[法律情報の受信](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます（左の WeChat・QR コードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます）。

中国の法律事務所 LeeZhao Law Office からの法律ニュースレター。本ニュースレターは、中国の法律事務所 LeeZhao Law Office からの法律ニュースレターです。

Issue 632-2019/05/28~2019/06/03

目录

（点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。）

一、最新中国法令

- 国务院关于推进国家级经济技术开发区创新提升打造改革开放新高地的意见..... 2
- 财政部关于印发修订《企业会计准则第 12 号——债务重组》的通知..... 3
- 生态环境部关于进一步规范适用环境行政处罚自由裁量权的指导意见..... 3
- 广东省人民政府关于复制推广中国（广东）自由贸易试验区第五批改革创新经验的通知..... 3

二、最新资讯

- 中国对外开放不断深化（2019 年 01-04 月外商投资数据）..... 4
- 国家市场监督管理总局关于《明码标价和禁止价格欺诈规定（征求意见稿）》公开征求意见..... 4

三、里兆解读

- 非居民个人和无住所居民个人有关个人所得税政策的解读（连载之一/共二篇）..... 5

四、近期热点话题..... 8

目次

（目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。）

一、最新中国法令

- 国家級経済技術開発区のイノベーションレベル向上を推進し改革開放の新たな高みを作り出すことに関する国務院による意見..... 2
- 「企業会計準則第 12 号——債務再編」の改正・公布に関する財務部による通知..... 3
- 環境行政処罰の自由裁量権適用をさらに規範化することに関する生態環境部による指導意見..... 3
- 中国（広東）自由貿易試験区第五回改革イノベーション経験の踏襲・普及に関する広東省人民政府による通知..... 3

二、新着情報

- 中国において対外開放が絶えず推進された（2019 年 1 月-4 月の外国投資者による投資のデータ）..... 4
- 国家市場監督管理総局が、「正価表示及び価格詐欺禁止に関する規定（意見募集案）」についてパブリックコメントを募集している..... 4

三、里兆解説

- 非居住者個人及び住所を有しない居住者個人の個人所得税政策を読み解く（連載の一/全二回）..... 5

四、トピックス..... 8

一、最新中国法令

- 国务院关于推进国家级经济技术开发区创新提升打造改革开放新高地的意见

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2019〕11号

【发布日期】2019-05-28

【内容提要】该意见提出五个方面共 22 项措施。包括：

提升开放型经济质量
▪ 拓展利用外资方式。重点引进跨国公司地区总部、研发、财务、采购、销售、物流、结算等功能性机构。地方政府可依法、合规在外商投资项目前期准备等方面给予支持。 ▪ 优化外商投资导向。对在中西部和东北地区国家级经开区内从事鼓励类项目且在完善产业链等方面发挥重要作用的外商投资企业，可按规予以支持。 ▪ 提升对外贸易质量。支持符合条件的国家级经开区申请设立综合保税区。
赋予更大改革自主权
▪ 深化“放管服”（简政放权、放管结合、优化服务）改革。精简投资项目准入手续，简化审批程序，下放省市级经济管理审批权限，实施先建后验管理新模式（只要企业承诺在规定期限内办完相关手续，即可依法依规自主开展项目设计和施工，边建设边完善手续）。深化投资项目审批全流程改革，推行容缺审批、告知承诺制等管理方式。 ▪ 支持开展自贸试验区相关改革试点。
打造现代产业体系
▪ 加快引进先进制造业企业、专业化“小巨人”企业、关键零部件和中间品制造企业，支持企业建设新兴产业发展联盟和产业技术创新战略联盟。
完善对内对外合作平台功能
▪ 鼓励港澳地区及外国机构、企业、资本参与国际合作园区运营。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-05/28/content_5395406.htm

一、最新中国法令

- 国家級經濟技術開發区のイノベーションレベル向上を推進し改革開放の新たな高みを作りだすことに関する国務院による意見

【発布機関】国務院

【発布番号】国発〔2019〕11号

【発布日】2019-05-28

【概要】本意見では5つの方面から計22項目の措置を打ち出している。具体的には、以下のものが含まれる。

開放型経済の質を向上させる
▪ 外資利用方式の多様化を推進する。多国籍会社の地域本部、研究開発、財務、調達、販売、物流、決済等機能型機構の呼び込みに力を入れる。地方政府は法に依拠し、外国投資者の投資プロジェクトにおける前期準備等方面でサポートする。 ▪ 外国投資者による投資の方向性を最適化する。中西部及び東北地区の国家級経済開発区内において奨励類プロジェクトに従事しており且つ産業チェーン整備等方面で重要な役割を発揮している外商投资企业については、規定に従いサポートできる。 ▪ 対外貿易の質を向上させる。条件に合致する国家級経済開発区による総合保税区設立の申請を後押しする。
より大きな改革自主権を与える
▪ 「放管服」（行政の簡素化と権限委譲、規制緩和と管理強化の両立、行政サービスの最適化）改革を推進する。投資プロジェクト参入許可手続きを簡素化し、審査許可手続きを簡素化し、省市級经济管理審査許可権限を委譲し、「先建後驗」（企業が要求通りに誓約すれば、自主的に法に依拠し設計、施工、竣工してから、検収を受ける）といった新たな管理方式を実施する。投資プロジェクト審査許可手続き全体にわたる改革を推進し、主要申告材料が揃っていれば先に受理し審査許可手続きを先行し、その間他の足りない材料を補完させる制度、告知承諾制等管理方式を推進する。 ▪ 自由貿易試験区において、改革試行を展開することを支持する。
現代産業体系を構築する
▪ 先進的な製造業企業、専門性の高い「小巨人」企業、コア部品及び中間品製造企業の呼び込みを加速化し、企業による新興産業発展連盟及び産業技術イノベーション戦略連盟の設立を後押しする。
対内・対外提携プラットフォームとしての機能を整える
▪ 香港・マカオ地区及び外国機構、企業、資本が国際提携園區の運営に参与することを奨励する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-05/28/content_5395406.htm

● 财政部关于印发修订《企业会计准则第 12 号——债务重组》的通知

【发布单位】财政部

【发布文号】财会〔2019〕9 号

【发布日期】2019-05-16

【实施日期】2019-06-17

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201905/t20190529_3267525.html

● 「企業會計準則第 12 号——債務再編」の改正・公布に関する財務部による通知

【発布機関】財政部

【発布番号】财会〔2019〕9 号

【発布日】2019-05-16

【実施日】2019-06-17

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201905/t20190529_3267525.html

● 生态环境部关于进一步规范适用环境行政处罚自由裁量权的指导意见

【发布单位】生态环境部

【发布文号】环执法〔2019〕42 号

【发布日期】2019-05-22

【内容提要】该意见规定了可以从重、从轻或者减轻、免于行政处罚的情形，并发布了《部分常用环境违法行为自由裁量参考基准及计算方法》。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.mee.gov.cn/xxgk/2018/xxgk/xxgk03/201905/t20190530_704965.html

● 環境行政処罰の自由裁量権適用をさらに規範化することに関する生態環境部による指導意見

【発布機関】生態環境部

【発布番号】環執法〔2019〕42 号

【発布日】2019-05-22

【概要】本意見では行政処罰について重きに従い、若しくは軽きに従い又は処罰を軽減し、若しくは免除することのできる状況について定め、たうえで、「一部のよく見受けられる環境違法行為に対する自由裁量の参考基準及び計算方法」も公布している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.mee.gov.cn/xxgk/2018/xxgk/xxgk03/201905/t20190530_704965.html

● 广东省人民政府关于复制推广中国（广东）自由贸易试验区第五批改革创新经验的通知

【发布单位】广东省人民政府

【发布文号】粤府函〔2019〕124 号

【发布日期】2019-05-23

【内容提要】该通知决定，将中国（广东）自由贸易试验区在投资便利化、贸易便利化等领域的 20 项改革创新经验在广东省范围内复制推广。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gd.gov.cn/zwgk/wjk/qbwj/yfh/content/post_2473086.html

● 中国（広東）自由貿易試験区第五回改革イノベーション経験の踏襲・普及に関する広東省人民政府による通知

【発布機関】広東省人民政府

【発布番号】粤府函〔2019〕124 号

【発布日】2019-05-23

【概要】本通知では、中国（広東）自由貿易試験区における投資の利便性向上、貿易の利便性向上等対象分野における 20 項目の改革イノベーション経験を広東省内で踏襲・普及させることを決定している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gd.gov.cn/zwgk/wjk/qbwj/yfh/content/post_2473086.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、最新资讯

二、新着情報

● 中国对外开放不断深化（2019 年 01-04 月外商投资数据）

根据商务部公布的数据，2019 年 01-04 月，全国新设立外商投资企业 13039 家，实际使用外资 3052.4 亿元人民币，同比增长 6.4%。其中：

- 制造业实际使用外资 943.8 亿元人民币，同比增长 11.4%。
- 高技术产业实际使用外资同比增长 43.1%，占比达 28.1%。
 - 高技术制造业实际使用外资 334.1 亿元人民币，同比增长 12.3%。其中，电子及通信设备制造业、计算机及办公设备制造业同比分别增长 38.7% 和 45.8%。
 - 高技术服务业实际使用外资 524.8 亿元人民币，同比增长 73.4%。其中，信息服务、研发与设计服务、科技成果转化服务同比分别增长 57.4%、49.1% 和 96.3%。
- 主要投资来源地投资增速不减。其中，美国对华投资增长 24.3%，韩国、日本、德国对华投资分别增长 114.1%、3%、101.1%；欧盟实际投入外资金额同比增长 17.7%。
- 自贸试验区实际使用外资同比增长 11.8%，占比达到 11.9%。

《外商投资法》确立了对外资的全面准入前国民待遇加负面清单的模式。未来中国将继续大幅缩减负面清单，推动现代服务业、制造业、农业全方位对外开放，并在更多领域允许外资控股或独资经营。

（里兆律师事务所 2019 年 05 月 31 日编写）

● 国家市场监督管理总局关于《明码标价和禁止价格欺诈规定（征求意见稿）》公开征求意见

日前，国家市场监督管理总局起草了《明码标价和禁止价格欺诈规定（征求意见稿）》，向社会征求意见（截止日期为 2019 年 06 月 30 日）。主要内容包

- 将《关于商品和服务实行明码标价的规定》和《禁止价格欺诈行为的规定》的内容进行整合，并进行适度扩充。
- 关于明码标价的一般规则。

● 中国において対外開放が絶えず推進された（2019 年 1 月-4 月の外国投資者による投資のデータ）

商務部の公表したデータによると、2019 年 1 月-4 月までの期間において、全国において新たに設立された外商投资企业は 13039 社、実行ベース外資導入額は人民元 3052.4 億元であり、前年同期比で 6.4%増加した。具体的には以下の通りである。

- 製造業における実行ベース外資導入額は 943.8 億元であり、前年同期比で 11.4%増加した。
- ハイテク産業における実行ベース外資導入額は前年同期比で 43.1%増加し、全体の 28.1%を占める。
 - ハイテク製造業における実行ベース外資導入額は 334.1 億元であり、前年同期比で 12.3%増加した。このうち、電子及び通信設備製造業、コンピューター及びオフィス設備製造業はそれぞれ前年同期比で 38.7%、45.8%増加した。
 - ハイテクサービス業における実行ベース外資導入額は 524.8 億元であり、前年同期比で 73.4%増加した。このうち、情報サービス、研究開発・設計サービス、科学技術成果转化サービスはそれぞれ前年同期比で 57.4%、49.1%、96.3%増加した。
- 主要投資国からの投資は増加傾向にある。このうち、米国からの対中投資は 24.3%増加し、韓国、日本、ドイツからの対中投資はそれぞれ 114.1%、3%、101.1%増加した。欧州連合の実行ベース外資導入額は前年同期比で 17.7%増加した。
- 自由貿易試験区における実行ベース外資導入額は前年同期比で 11.8%増加し、全体の 11.9%を占める。

「外商投資法」によって、外資に対する全面的な参入前内国民待遇＋ネガティブリストスキームが確立された。将来的には、中国はネガティブリストを引き続き大幅に削減し、現代サービス業、製造業、農業において特定の外国への開放に偏らない対外開放を推進し、さらに多くの分野において外資が支配株主になること、若しくは独资形態での経営を認めるようにする。

（里兆法律事務所が 2019 年 5 月 31 日付で作成）

● 国家市場監督管理総局が「正価表示及び価格詐欺禁止に関する規定（意見募集案）」についてパブリックコメントを募集している

先頃、国家市場監督管理総局が「正価表示及び価格詐欺禁止に関する規定（意見募集案）」を起草し、パブリックコメントを募集している（締切日は 2019 年 6 月 30 日である）。主に以下の内容が含まれる。

- 「商品とサービスに正価表示を実行することに関する規定」及び「価格詐欺行為禁止に関する規定」の内容を統合し、適度に拡充する。
- 正価表示の一般規則について

- 简化标价内容，经营者应当标示的内容是商品的“品名”“价格”“计价单位”以及服务的“项目名称”“价格”“计价单位”等要素。经营者可以根据商品和服务的特性，自主决定标示其他内容。
- 取消标价签监制，规定经营者可以根据自身经营需要自行设计标价签、价目表等。对电话购物、电视购物、网络购物等业态如何标价进行了原则性规定。
- 新增价格比较规则和价格促销规则。
- 关于价格欺诈行为的认定。
 - 明确认定价格欺诈行为的一般原则。
 - 对典型的价格欺诈行为进行规定，同时又明确了不构成价格欺诈的情形，对欺诈和非欺诈进行了明确区分。

（里兆律师事务所 2019 年 05 月 31 日编写）

- 値札の内容を簡素化し、事業者が表示する必要のある内容は、商品の「品名」、「価格」、「価格計算単位」及びサービスの「項目名称」、「価格」、「価格計算単位」等要素とする。事業者は商品及びサービスの特性に応じて、自ら決定しその他内容を表示することができる。
- 値札の監修を廃止し、事業者は自身の経営上の必要性に応じて値札、価格表等を設計できると定めた。テレフォンショッピング、テレビショッピング、インターネットショッピング等業態における値付け方法について原則的規定を定めている。
- 価格比較のルールと販促価格のルールを新たに追加した。
- 価格詐欺行為の認定について
 - 価格詐欺行為の一般原則を明確に定めた。
 - 典型的な価格詐欺行為について定めると同時に、価格詐欺には該当しない状況についても明確にし、詐欺である場合と詐欺ではない場合を明確に区別している。

（里兆法律事務所が 2019 年 5 月 31 日付で作成）

三、里兆解读

● 非居民个人和无住所居民个人有关个人所得税政策的解读（连载之一/共二篇）

2019 年 03 月 14 日，中国财政部、税务总局联合发布了两项公告，为《个人所得税法》2018 年修订以来非居民个人和无住所居民个人的纳税问题，提供了更多具体的指导和规范，我们就其重点内容，作出相应的解读。

■ 无住所个人个税优惠规则简述

根据 2018 年修订的《个人所得税法》（以下简称“新个税法”）的规定：

- 1) 非居民个人是指，在中国境内无住所又不居住，或者无住所而一个纳税年度内在中国境内居住累计不满 183 天的个人。
- 2) 无住所居民个人是指，在中国境内无住所而一个纳税年度内在中国境内居住累计满 183 天的个人。

上述非居民个人和无住所居民个人，可统一称为无住所个人。

根据 2018 年修订的《个人所得税法实施条例》（以下简称“《实施条例》”）的规定，在中国境内的无住所个人在取得个人所得税时的税收优惠政策，也进行了调整。调整后的相关政策，我们简要列表如下：

三、里兆解説

● 非居住者個人及び住所を有しない居住者個人の個人所得税政策を読み解く（連載の一/全二回）

2019 年 3 月 14 日、中国財政部と税務総局は 2 つの公告を共同で公布し、2018 年の「個人所得税法」改正後の非居住者個人及び住所を有しない居住者個人の納税問題について、さらに具体的な指導及び規範化が行われている。本稿ではその重要な内容について解説する。

■ 住所を有しない個人の個人所得税優遇措置について

2018 年に改正された「個人所得税法」（以下「新個人所得税法」という）では、以下のように定められている。

- 1) 非居住者個人とは、中国国内に住所を有せず、居住もしていない、又は住所を有せず、1 納税年度における中国国内での居住期間が累計 183 日未満の個人をいう。
- 2) 住所を有しない居住者個人とは、中国国内に住所がなく、1 納税年度の中国国内での居住期間が累計で満 183 日に達した個人をいう。

上記の非居住者個人及び住所を有しない居住者個人を総称して住所を有しない個人とすることができる。

2018 年に改正された「個人所得税法实施条例」（以下「『实施条例』」という）の規定によれば、中国国内に住所を有しない個人が個人所得を取得した場合の税收優遇措置についても調整が行われた。調整後の関連政策を下表に整理する。

境内累計 居住時間 (X 表示)	无住所 個人	境内所得		境外所得	
		境内 支付	境外 支付	境内 支付	境外 支付
X≤90 天	非居民 個人	应税	免税	不应 税	不应 税
90 天<X ≤183 天		应税	应税 *	不应 税	不应 税
183 天≤ X<6 年	无住所 居民個 人	应税	应税	应税	免税
X≥6 年		应税	应税	应税	应税

备注：根据中日之间的税收协定，上述②的“应税*”部分，可以享受“免税”的待遇，下同。此外，高管和非高管人员的税收待遇，也有一定的差异。

■ 无住所个人居住时间的判定标准

中国财政部、税务总局在 2019 年 03 月 14 日发布了《关于在中国境内无住所的个人居住时间判定标准的公告》（以下简称“34 号文”），具体明确了无住所个人居住时间的判定标准，我们简要分析如下：

规则	无住所个人一个纳税年度在中国境内累计居住满 183 天的，如果此前六年在境内每年累计居住天数都满 183 天而且没有任何一年单次离境超过 30 天，该纳税年度来源于中国境内、境外所得应当缴纳个人所得税；如果此前六年的任一年在中国境内累计居住天数不满 183 天或者单次离境超过 30 天，该纳税年度来源于中国境外且由境外单位或者个人支付的所得，免于缴纳个人所得税。 前款所称此前六年，是指该纳税年度的前一年至前六年的连续六个年度，此前六年的起始年度自 2019 年（含）以后年度开始计算。
解读	这是对“无住所居民个人”两种情形的具体细化。以 2019 年作为判断完全居民个人的起始年，假设一日籍个人，其在 2019-2024 年这 6 年期间，每个纳税年度同时符合如下条件： 1) 在中国境内居住满 183 天； 2) 没有任何一年单次离境超过 30 天。 那么，该日籍个人在 2025 在中国境内居住满 183 天（不用考虑单次离境是否超过 30 天），其就属于完全居民纳税人，2025 年就应以其来源于中国境内、境外

国内累計 居住期間 (X 日)	住所を 有しない個人	国内所得		国外所得	
		国内 支払	国外 支払	国内 支払	国外 支払
X≤90 日	非居住 者個人	課税	免税	非課 税	非課 税
90 日<X ≤183 日		課税	課税 *	非課 税	非課 税
183 日≤X ≤6 年	住所を 有しない居住 者個人	課税	課税	課税	免税
6 年≤X		課税	課税	課税	課税

備考：日中間の租税条約に基づくと、上記②の「課税*」は、「免税」の優遇措置が受けられ、下記において、②のパターンに該当するケースも同様である。また、高級管理職と非高級管理職の租税待遇に若干違いがある。

■ 住所を有しない個人の居住期間についての判定基準

中国財政部、税務総局は 2019 年 3 月 14 日に「中国国内に住所を有しない個人の居住期間の判定基準に関する公告」（以下「34 号文」という）を公表し、住所を有しない個人の居住期間について、その判定基準を具体的に明確化しており、これを下表にて簡潔に分析する。

ルール	住所を有しない個人の 1 納税年度における中国国内での居住期間が累計で 183 日以上ある場合、もしも過去 6 年間に於ける中国国内での毎年の居住日数が累計でいずれも 183 日以上あり、且つその間、1 回の出国日数が 30 日を超えた年度が 1 度もないとき、当該納税年度における中国国内、中国国外を源泉とする所得について、個人所得税を納付しなければならない。もしも過去 6 年間のうち、いずれかの年度において中国国内での居住日数が累計して 183 日未満であり又は 1 回の出国日数が 30 日を超えている場合、当該納税年度における中国国外を源泉とし且つ海外の組織若しくは個人から支払われた所得に対する個人所得税は免除する。 前項にいう過去 6 年間とは、該当納税年度の前年から起算し 6 年前までに遡る連続した 6 年度をいい、過去 6 年間の起算年度は、2019 年以降（2019 年を含む）の年度から起算する。
解説	これは、「住所を有しない居住者個人」の 2 つのパターンを詳細化した条文である。2019 年を完全な居住者個人を判断する起算点の年とした場合、仮に日本国籍を持つ一人の個人が 2019 年から 2024 年までの 6 年間で、各納税年度において以下の条件を同時に満たしたとき、 1) 中国国内に 183 日以上居住した。 2) 1 回の出国日数が 30 日を超えた年度が 1 度もなかった。 当該日本国籍個人が 2025 年に中国国内居住期間が満 183 日に達したときをもって（一回の出国日数が 30 日を超えたかどうかは問わない）、完全な居住者納税者となり、

	所得缴纳个人所得税。 在上述条件下,该日籍个人在 2026 年是否还应就来源于中国境内、境外所得缴纳个人所得税,则存在不确定的,这要根据该日籍个人在 2025 年除了在中国境内居住满 183 天外,还要考虑单次离境是否超过 30 天来判定,如是的话,则其 2026 年来源于中国境外且由境外单位或者个人支付的所得,免于缴纳个人所得税,且将从 2026 年开始重新计算 6 年期间同时符合上述 (1)、(2) 两个条件,再判定为完全居民纳税人。 当然,上述是结合法条规定及其逻辑作出的判断,具体还有待于中国税务部门实务操作的进一步印证。 ■ 综上所述,根据 34 号文,在中国的外籍个人被判定完全居民纳税人的可能性大为降低,即,外籍个人可以通过在纳税年度之前的年度内离境 30 天或居住天数少于 183 天的操作使境外所得境外支付部分免税。		2025 年の中国国内及び国外を源泉とする所得について、個人所得税を納付しなければならない。 ところが、上述の条件のもと、当該日本国籍を有する個人が 2026 年に、中国国内及び国外を源泉とする所得について個人所得税を納付する必要があるかどうかは確定できず、それは、当該日本国籍を有する個人が 2025 年に、中国国内の居住期間が満 183 日に達する以外に、30 日を超えた出国が一度でもあったかどうかも考慮したうえで判定しなければならず、もしもあった場合、2026 年において、中国国外を源泉とし、尚且つ海外の組織又は個人から支払われる所得については、個人所得税が免除され、尚且つ 6 年の連続年数は 2026 年から改めて起算することになり、上述の(1)、(2)の条件を同時に満たした場合は、完全な居住者納税者として改めて判定する。 なお、以上は、あくまでも法律規定の内容及びその法則を踏まえた判断であり、実際には、中国税務部門の実務上の取り扱い方による裏付けが必要となる。 ■ 以上から、34 号文によると、中国に滞在する外国籍個人が完全な居住者納税者と判定される可能性は大幅に下がり、つまり、外国籍個人は該当納税年度の前の年度において、30 日を超えて出国し又は居住日数が 183 日未満になるようにすることで、国外所得の国外から支払われる部分は免税扱いとすることができる。
規則	无住所个人一个纳税年度内在中国境内累计居住天数,按照个人在中国境内累计停留的天数计算。在中国境内停留的当天满 24 小时的,计入中国境内居住天数,在中国境内停留的当天不足 24 小时的,不计入中国境内居住天数。	ルール	住所を有しない個人の 1 納税年度における中国国内での累計居住日数は、その中国国内での累計滞在日数に基づき計算する。中国国内での滞在当日が満 24 時間である場合は、中国国内での居住日数に計上し、中国国内での滞在当日が 24 時間に満たない場合は、中国国内での居住日数に計上しない。
解读	■ 根据此前的规定,无住所的个人的入境、离境、往返或多次往返境内外的当日,均按一天计算其在华实际逗留天数。 ■ 根据 34 号文,理论上而言,无住所个人在入境、离境、往返或多次往返境内外的当日(除非零点时刻入境且停留时间满 24 小时),均不计入中国境内的居住天数,在居住时间的判断标准上有所降低。	解説	■ これまでの規定では、住所を有しない個人が入国し、出国した当日、中国国内と国外とを往復し又は複数回往復した当日は、いずれも 1 日として実際の中国滞在日数に計上するとされていた。 ■ 34 号文では、理論的には、住所を有しない個人が入国し、出国した当日、中国国内と国外とを往復し又は複数回往復した当日は、いずれも中国国内滞在日数に計上しない(零時に入国し、且つ滞在時間が満 24 時間に達するのでない限り)とされており、居住期間の判定基準が引き下げられた。

由于篇幅限制,暂介绍以上内容。接下来的《里兆法律资讯》中,我们将继续介绍“无住所个人税款计算的方法”。

(里兆律师事务所 2019 年 05 月 31 日编写)

紙面に限りがあるため、まずは以上の内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」において、「住所を有しない個人の税金計算方法」について引続き解説する。

(里兆法律事務所が 2019 年 5 月 31 日付で作成)

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [美国出口管制黑名单制度及其影响](#)
- [公司法司法解释五](#)

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [米国輸出規制ブラックリスト制度及びその影響](#)
- [会社法司法解释五](#)